

規制の事前評価書

1. 政策の名称

特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 21 年 3 月 5 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

特定投資家（プロ）から一般投資家（アマ）へ移行した顧客が、アマ扱いの継続を希望したとしても、期限日（移行から原則 1 年）経過後に、再び申出を行わなかった場合には、自動的にプロに戻る事となる。

また、プロからアマ、アマからプロへの変更をいったん選択した場合、期限日までの原則 1 年間、元の属性への変更はできない。

② 問題点

プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者が顧客にプロとして扱う旨を告知することとされており、その際、顧客が金融商品取引業者に対してアマへ移行する意思を表明すればアマへの移行が認められるが、取引の際にこうした手続きをとることは、顧客への意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねないとの指摘がある。

また、期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更を望む顧客も増加することが想定されるが、期限日までは、元の属性への変更はできない。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

投資家保護の充実の観点から、上記の問題点を解決するため、

- ・ プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。
- ・ アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。

などの措置を講じる必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 34 条の 2、第 34 条の 3、第 34 条の 4

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。

また、プロからアマへの移行の承諾を金融商品取引業者等から得た顧客は、再度、自己をプロとして取り扱うよう申し出ることができることとするとともに、金融商品取引業者等は、当該申出に対する承諾に先立って、顧客から書面等による同意を得なければならないこととする。

- ② アマからプロに移行した場合には、現状と同様、期限日経過後までに顧客から再び申出を行わなかった場合には、アマに戻ることにするが、金融商品取引業者等が、アマからプロに移行した顧客から、期限日以前にプロへの移行の効果が持続の申出を受け、当該申出に対する承諾をした場合には、期限日の翌日に承諾をしたものとみなすこととする。

また、アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。

5. 想定される代替案

アマからプロに移行した場合に、プロがアマに移行した場合と同様、顧客からの申出があるまで、プロへの移行の効果が持続することとし、他の内容は本案と同じとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

現行の特定投資家移行制度と比較し、プロからアマへ移行した顧客に関して、金融商品取引業者等が毎年、顧客に対して承諾する旨の書面を交付するための費用が減少する。また、プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者等が当該顧客に対しプロとして扱う旨の告知が不要となるため、当該告知を行うための費用が減少する。

② 代替案

本案と比較し、金融商品取引業者等が毎年、プロを継続する顧客から同意書を得るための費用が減少する。

(2) 行政費用

① 本案

現行の特定投資家移行制度とほぼ同様の費用であると考えられる。

② 代替案

現行の特定投資家移行制度とほぼ同様の費用であると考えられる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

投資家保護の充実の観点から、

- ・ プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。
- ・ アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。

などの措置を講じるものであり、投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。

② 代替案

顧客からの申出があるまでプロへの移行の効果が持続するため、金融商品取引業者等は、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うおそれがあり、投資家の保護が損なわれるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更が可能となることに加え、プロからアマへの移行の効果が持続することにより、顧客の意思確認の徹底や迅速な取引が行われることから、投資家の利便性向上が図られると考えられる。

(2) 代替案

本案と比較して、1年を超えてプロの継続を希望する顧客があらためて申出をする必要がなくなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、プロからアマになった者がアマを

継続する場合の費用が減少する。

さらに、特定投資家移行制度の見直しにより、顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引を通じ、投資家保護の徹底や利用者利便の向上、我が国金融・資本市場における円滑な取引の促進に資するものと考えられる。

したがって、本案の改正は適当と考える。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案と比較し、申出をすることなくプロの継続ができる顧客がいる一方、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うため、投資家保護が損なわれるおそれがあり、その社会的費用は上記の便益を上回るものと考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」（20年12月17日公表）において、特定投資家移行制度の見直しについては、「顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねないことから、顧客から申出があるまで、原則として、プロからアマへの移行の効果が持続することを検討することが適当である。」、「期限日を待たずに元の属性への変更を認めることを検討することが考えられるが、その場合には、実務上の円滑に留意しつつ、顧客の意思が確実に確認されるように留意すべきである。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。